

## 福岡市博物館施設利用申請の手引き

福岡市博物館施設利用にあたり、下記の内容について一読の上、申請をお願いします。

### 1. 施設利用審査について

施設利用は、博物館資料に関する場合のみご利用いただけます。

#### ○ご遠慮いただいている利用方法

- ・ 飲食を伴う利用
- ・ ダンスや楽器の演奏など振動や音のする利用
- ・ 物販などの販売や営業、営利を目的とする利用
- ・ ビス打ちなど施設を損傷する恐れのある利用
- ・ 絵具やインクなどの使用を伴う利用
- ・ 動植物を持ち込む利用
- ・ その他博物館運営に支障をきたす利用

### 2. 利用可能施設と設備

利用可能施設は下記のとおりです。

利用施設	利用料金	収容人数	利用可能な設備
講座室 1	1,450 円/h	150 人	スクリーン, 有線マイク (2 本)
講座室 2	650 円/h	32 人	スクリーン
講座室 3	550 円/h	24 人	スクリーン
講 堂	1,800 円/h	247 人	スクリーン, 無線マイク (3 本) スポットライト, 演台

\* 利用時間は開館中の 9:30~17:30 (開館延長時はその時間にならう) です。

\* 利用時間については準備, 片付けを含みます。

\* 講座室利用申請時間は 1 時間単位です。

\* マイク, スポットライトの使用についてはそれぞれ別途 220 円/h を徴収します。

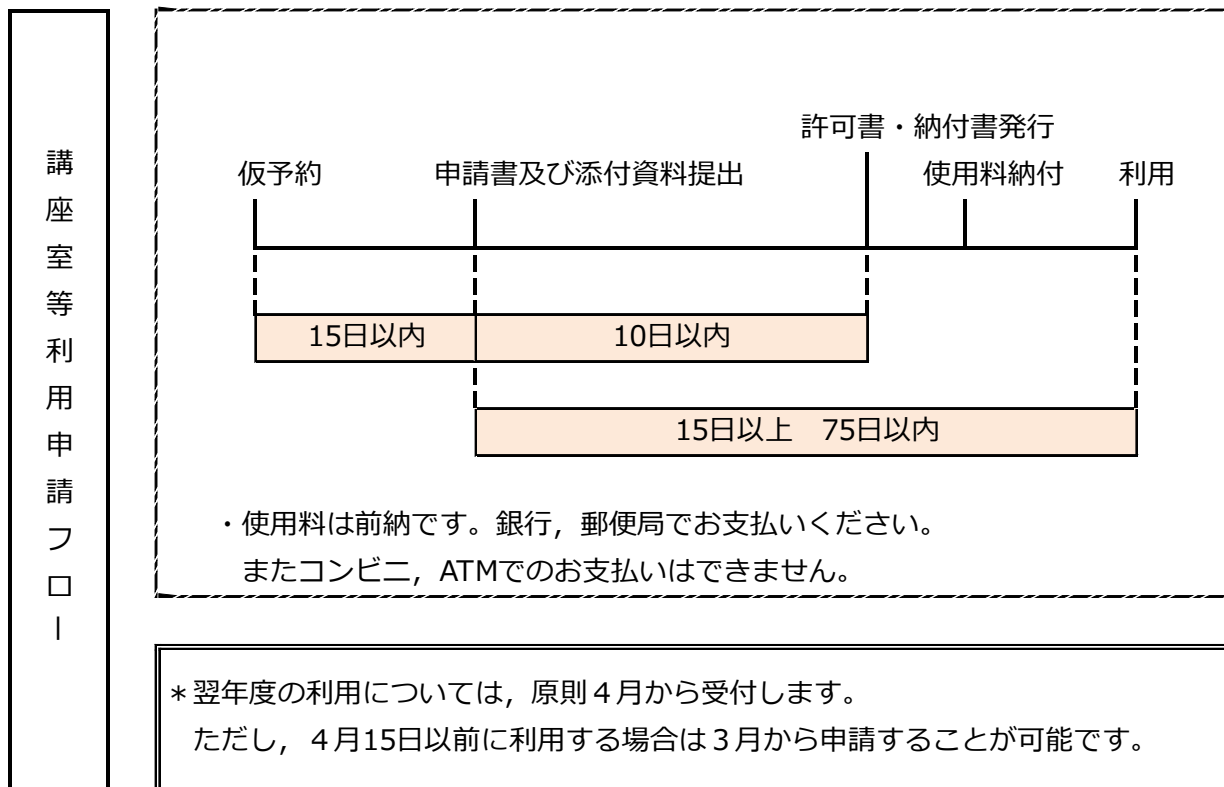
\* マイク, スポットライト等使用する場合は事前に運営課職員と打ち合わせの上, 当日ご利用下さい。

### 3. 利用当日の注意事項

- ①当日は福岡市博物館が発行した施設利用許可書と領収書を持参して下さい。
- ①カギの明け渡しは利用許可時間の 10 分前から行います。
- ②施設利用が終了したら, 使用前の状態に戻し, 運営課へ連絡してください。
- ③利用責任者立会いの下, 現状復帰されているか利用状況の確認を行います。

【裏面あり】

## □ 施設利用申請手続きについて



### 【申請時に提出していただく添付資料】

- 団体概要（団体の規約など）
- 活動実績（今までの活動内容など）
- 申請する催事概要（具体的に内容がわかるもの）

\* 団体概要と活動実績については1年間（4月から3月まで）に複数回利用する場合、初回時に提出して下さい。

《問い合わせ》

福岡市博物館

経済観光文化局 博物館 運営課

福岡市早良区百道浜 3-1-1

TEL.092-845-5011

FAX.092-845-5019